

# 弘済保育所（おひさま保育園）運営規程

（事業所の名称・所在地）

第1条 社会福祉法人東京弘済園が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 社会福祉法人東京弘済園 弘済保育所（おひさま保育園）
- （2）所在地 〒181-0013  
東京都三鷹市下連雀5-2-5

（施設の目的及び運営方針）

第2条 弘済保育所（以下「当保育所」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当保育所は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体に行うものとする。
- 4 当保育所は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当保育所は、三鷹市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（提供する保育等の内容）

第3条 当保育所は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- （1） 特定教育（第6条に規定する時間において提供する保育をいう。）
- （2） 養護と教育の一体的な提供
- （3） 食事の提供
- （4） 子育て家庭に対する支援
- （5） その他保育に係る行事等
- （6） 延長保育

支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る児童に対し、第6条に規定する時間の範囲において延長保育を行う。

- （7） 一時保育

当保育所は、保護者の都合（冠婚葬祭や通院など）により、家庭で保育ができない場合に、一時的に子どもを預かり、保育を実施する。

預かり時間は8時30分～17時までとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、員数については児童の受け入れ状況及び制度改正等により変動する場合があるため、別に定めることとする。

- (1) 所長  
所長は、所属長の指示を受け、保育所の運営に従事する。
- (2) 主任保育士  
所長の指示を受け、保育計画の立案及び指導調整業務に従事するとともに所長を補佐する。
- (3) 副主任保育士  
所長の指示を受け、主任保育士を補佐し保育業務に従事する。
- (4) 専門リーダー  
所長の指示を受け、専門リーダーとして保育業務に従事する。
- (5) 職務分野別リーダー  
保育士、栄養士、調理員、看護師の中から業務として指定した者で、上司の指示を受け、職務分野別リーダーとして保育業務に従事する。
- (6) 保育士  
法令に定める保育士の業務として指定した者で、上司の指示を受け、保育業務に従事する。
- (7) 栄養士  
法令に定める栄養士の業務として指定した者で、上司の指示を受け、給食に関する業務に従事する。
- (8) 調理員  
法令に定める調理士の業務として指定した者で、上司の指示を受け、給食に関する業務に従事する。
- (9) 看護師  
法令に定める看護師の業務として指定した者で、上司及び医師の指示を受け、健康管理の業務に従事する。
- (10) 事務員  
所長の指示を受け事務業務に従事する。  
(注) 職務分野別リーダーは、(6)～(9)の職種の中から指定する。

(保育を提供する日)

第5条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除く。但し、変更する場合は、三鷹市と協議のうえ事前に保護者に周知するものとする。

(保育を提供する時間)

第6条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、就労等やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)

8時30分から16時30分までの範囲で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、就労等やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第7条 当保育所の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金(保育料)を支払うものとする。

2 保育所は、前1項の支払いを受けるほか、特定保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(利用定員)

第8条 当保育所の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下、「支援法」という。)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども区分ごとに、つぎのとおり定める。

- |     |                          |     |
|-----|--------------------------|-----|
| (1) | 0歳児(3号認定子どものうち満1歳未満の子ども) | 6名  |
| (2) | 1歳児(3号認定子どものうち満1歳以上の子ども) | 6名  |
| (3) | 2歳児(3号認定子どものうち満1歳以上の子ども) | 6名  |
| (4) | 3歳児(2号認定子ども)             | 14名 |
| (5) | 4歳児(2号認定子ども)             | 14名 |
| (6) | 5歳児(2号認定子ども)             | 14名 |

2 一時預かり事業の利用定員は、一時間につき6名までとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 当保育所に入所するときは、三鷹市との利用調整を行わなければならない。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当保育所は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

- (1) 児童が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、法令に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

- 第11条 当保育所の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、三鷹市子ども育成課及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
  - 3 保育所は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

(非常災害時の対策)

- 第12条 当保育所は、様々な非常災害（地震・火災・水害等）に備え、児童の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアルを作成することとする。
- 2 当保育所は、計画等に基づき、児童の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、児童に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

(虐待の防止のための措置)

- 第13条 当保育所は、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(要望・苦情等について)

- 第14条 当保育所は、保護者の意見・要望・苦情等に適切な対応を図るため、苦情解決責任者である所長の下に、苦情受付担当者を決め、受付から解決までの手続きを明確化し、話し合いにより意見・要望・苦情等の円滑な解決に努めることとする。

(個人情報の保護について)

- 第15条 当保育所は、入所する児童等の個人情報を適切に取り扱うとともに、児童の発達援助のための関係機関等との連携、保護者への伝達、保育者同士の交流や地域交流などに必要な情報等については、関係者の承諾を得ながら適切に進めるよう努めることとする。

(記録の整備)

- 第16条 当保育所は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- (1) 保育の実施に当たって5年間保存するものとする。
  - (2) 提供した保育に係る提供記録
  - (3) 三鷹市特定・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に規定する支給認定を行った市区町村への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(入所児童・入所)

- 第17条 入所対象乳幼児は、三鷹市が決定し、市より委託を受けた乳幼児とする。
- 2 一時保育利用児童は、保育所が直接申込を受け決定するものとする。

(退所)

- 第18条 所長は、現に在所中の児童が「三鷹市保育の実施に関する条例施行規則」第10条に該当するときは、保育の実施を解除し保護者より退所届を提出させ退所させるものとする。

(平等の原則)

- 第19条 入所児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか、否かによって差別的な扱いをしてはならないものとする。

(休所日)

- 第20条 当保育所の休所日は、次のとおりとする。但し、三鷹市と協議のうえ休所日を変更する場合は、事前に保護者に周知するものとする。
- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日並びに国民の休日
  - (3) 年末（12月29日～31日）及び年始（1月1日～3日）

(登所、降所)

- 第21条 登所及び降所については、原則として保護者が付き添うものとする。

(日課及び年間行事)

- 第22条 日課及び年間行事については別に定める。

(研修の実施)

- 第23条 所長は、従業員の質的向上を図るため研修の機会を設けるとともに、終了後は復命書を提出し研修後の効果を明確にする。また、職員会議で報告をすることで知識や情報の共有化を図る。

(実習生等の受け入れ)

- 第24条 所長は、実習生等の受入について、次の時代の保育士を育てていくことに鑑み、保育士養成機関等からの要請があった場合は、保育所の実状を考慮したうえで積極的に協力するものとする。

- 2 主任保育士は、実習生の実習目的・課題等を把握し、総合的な指導・助言を行うものとする。
- 3 主任保育士は実習プログラムを作成し、適切な指導を実施するとともに実習の評価を行うものとする。

(食事)

第25条 所長は、児童に対して昼食及び延長保育を利用する児童に補食を提供するものとする。

- 2 調理員は食事の提供にあたり、次の事項を留意のうえ実施するものとする。
  - (1) 献立の作成は、栄養、嗜好、アレルギーなどを考慮し、児童の健全な発育に配慮したものとする。
  - (2) 献立は、原則として1ヶ月に1回献立に関する会議を実施したうえで作成し、事前に献立表を保護者及び関係者に配付するものとする。
  - (3) 食品の調理・加工及び貯蔵は、清潔で衛生的な環境で実施するものとする。
  - (4) 保存食は、原材料及び調理済みの食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器等に密封して入れ、-20℃以下で、2週間以上保存するものとする。

(検食)

第26条 検食は、所長が毎食実施し、味、色彩り、盛り付け、量及び残量などを評価する。

(健康管理)

- 第27条 所長は、児童及び従業員の健康管理に努め、次の事項を実施することとする。
- (1) 児童の健康診断は、入所時及び毎月定期的に行うものとする。歯科、眼科及び耳鼻科健診は年1回以上実施し、診断の結果を記録するものとする。
  - (2) 予防接種の接種状況を把握し、未接種児童に対しては接種を促すものとする。
  - (3) 保育従事者の健康診断は、採用時及び毎年1回以上定期的に行うものとする。
  - (4) 調理の業務に従事する者及び0歳児を担当する保育士は、検便を毎月1回以上、その他の者については、年2回以上の検便を実施するものとする。

(衛生管理)

- 第28条 当保育所は、快適な保育・職場環境形成のため、衛生に関する法令等を遵守し、保育所内の衛生管理に努め次の事項を実施するものとする。
- (1) 保育室、遊戯室、トイレについては、常に掃除を励行し清潔の保持に努めるものとする。
  - (2) 調理施設については、ねずみや昆虫の侵入防止及び細菌やカビ発生などの防止を図るため、定期的に消毒を実施し衛生管理に努めるものとする。
  - (3) 従業員、児童の被服については、常に清潔保持に努めるものとする。
  - (4) 児童が使用する寝具類については、定期的に洗濯、乾燥・殺菌を行い常に清潔保持に努めるものとする。

(5) 当保育所内において、感染症が発生した時は、保健所並びに関係機関に連絡し必要な措置を講ずるものとする。

(欠席)

第29条 児童が欠席する場合には、保護者は口頭又は文書で所長に届け出るものとする。

(休所)

第30条 当保育所は、入所児童又は児童の同居家族に感染症の発生により、他の児童に感染する恐れがあると認められた時は、休所を命じることができるものとする。

(保護者との連携)

第31条 保育所は、常に保護者と密接な連携を保ち、保育方針、児童の成長、健康状況、保育所運営などについて保護者との連携を図るものとする。

(高齢者施設との交流)

第32条 当保育所は、高齢者施設に併設された保育所であるという特色を生かし、お年寄りを敬い人をいたわる心を育むとともに、お年寄りの知識・経験が伝授される場となるよう、施設間同士の交流を図るものとする。

(子育て支援事業)

第33条 地域の子育て家庭を支援するため、園庭開放、育児相談、子育て講座の開催、絵本の貸し出し、子育て通信の発行、掲示板等による地域向け育児情報の提供等からなる子育て広場事業を実施するものとする。

付則

1. この規則は平成20年4月1日から施行する。

(改正)

平成22年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成30年1月1日一部改正 (平成29年12月28日 東弘園達第224号)